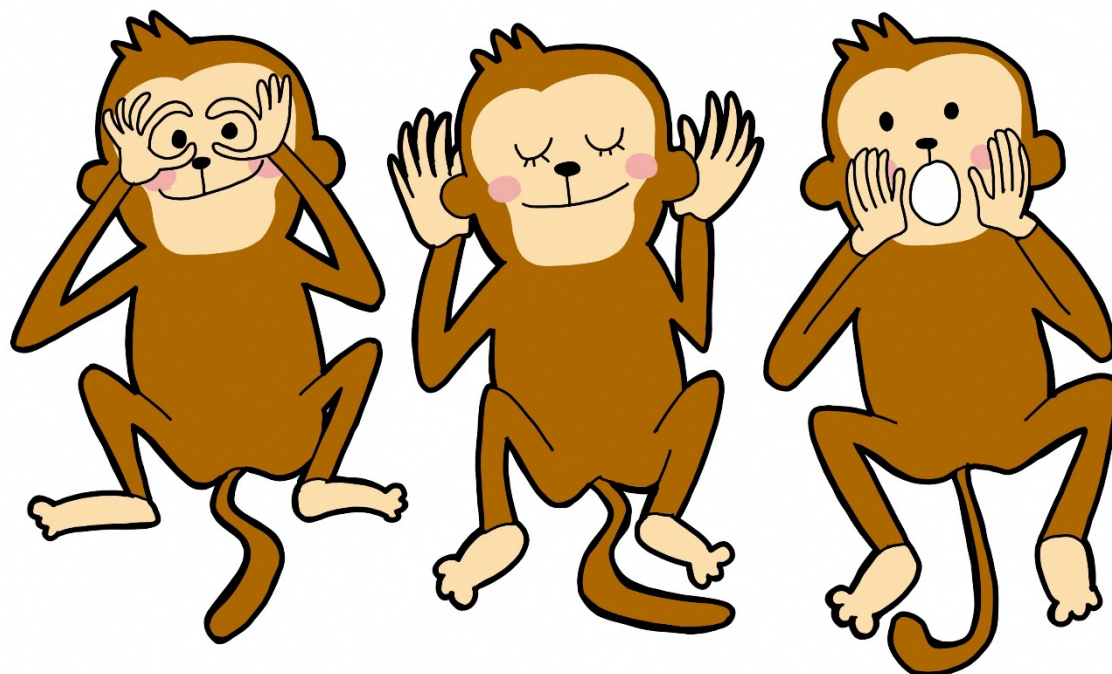


基本目標 7 協働によるまちづくり

後期計画の方向性

まちづくりを下支えする安定的かつ時代に即した行
財政運営と、適切な情報提供と共有により、みんなで
町の将来を決めることができる町



町って今、どうなっているんだろう？ちゃんと見ているよ。
町って今、どうしてこうなっているんだろう？しっかり聞いているよ。
町ってこれから、どんなふうになるといいんだろう？しっかりみんなで相談
しようね。
私たちの暮らすまちのことだもんね。

1 まちづくりへの参加

重点 1(5) 重点 2(4) 戦略 ④ 戦略 ⑤



現状と課題

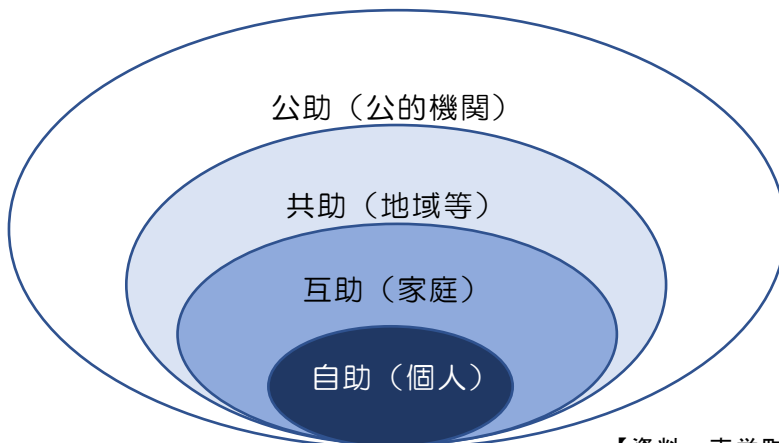
【現状】

- ・平成 30 年にまちづくり基本条例が施行され、「住民主体のまちづくり」の理念が明文化されました。条例には、町民、えd及び行政が情報を共有し、みんなでまちづくりに取り組むことが示されています。
- ・既存の仕組みでは、まちづくりに関わる人の絶対数が確保できず、今後も深刻化することが予想されます。本町では平成 30 年度より「まちづくり座談会」を開催しています。町民一人ひとりの思いがまちづくりに反映され、より多くの町民が参加できるよう、まちづくり座談会の開催方法を検討しています。
- ・人口減少が進み暮らしの課題が変化する中、地域コミュニティを維持し、暮らし続けられるまちを実現するためには、人と人とのつながりが一層重要になってきます。町では、町民自らが主体的に地域課題に取り組むことに対して支援するため、状況に合わせて既存制度の見直しを町民とともに進めています。

【課題】

- ・まちづくり基本条例で掲げられている「住民主体のまちづくり」を進めるためには、これまで以上に町民、議会及び行政が情報を共有し、対話の機会を増やすことが必要です。
- ・まちづくりには、町民一人ひとりの力が必要です。一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢、国籍に関わらず、町に暮らす人がそれぞれの持てる力を発揮できる社会の実現が求められています。

■図表 まちづくりの担い手の役割分担の考え方：補完性の原理



【資料：東栄町まちづくり基本条例解説集】

施策がめざす 将来の姿

- 町に暮らし関わる人を大切にし、みんなで「暮らし続けられるまち」を目指しています。
- まちづくり基本条例が、実践を通じて町民に浸透しています。
- 暮らしの課題を自分事とし、町民一人ひとりが課題解決に向けて取り組んでいます。
- 暮らしの多様性が理解され、様々な人が活躍できる環境が整っています。

目標値

施策の目標指標	現状値		目標値
	2014 (平成26)年度	2019 (令和元)年度	2025 (令和7)年度
まちづくり基本条例の実践	—	実践	実践

個別施策

1 参加の機会

行政が主となって実施する行事や会議、各種計画等の策定にあたり、行政だけでなく、より多くの町民に参加の機会を設けます。そうした場での行政情報の適切な提供や公開によって、町民、議会、行政の間でまちの状況が共有できます。それにより、みんなでまちづくりに必要な判断ができる町を目指します。

また、参加にあたっては、話し合いのルールを参加者全員で共有し、様々な場で合意形成を重ねながらまちづくりを進めます。

重要業績指標 (KPI)	現状値		目標値
	(平成26年度)	(令和元年度)	(令和7年度)
まちづくり座談会への参加者 (人)	0	50	50

具体的な事業の例	主体
東栄町内の小中学校への東栄町まちづくり基本条例解説集の配布などによる条例理念の浸透	町・小中学校
まちづくり座談会の開催と参加	実行委員会・町・町民・議会
星空おんがく祭の開催と参加	実行委員会・町・町民

2 地域づくり活動への取組

町では、地域・集落の情報を可視化し、役場内・地域と情報を共有するための「集落カルテ」を毎年作成しています。作成を通してそれぞれの地域が持つ課題などが見えてきます。今後は、行政内や地域とも相談を重ねながら、ともに気づき、考え、取り組むことによって持続的な地域づくりにつながる集落カルテを目指します。

また、地域課題を解決するための活動を財政的に支援する「元気な地域づくり支援事業」では、活動内容の継続性、自立性などの視点を持ちながら、活動状況を公表しています。また、今後の社会の変化に応じ、制度の妥当性・あり方を町民とともに検討していきます。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
元気な地域づくり支援事業 新規活用団体数（累計）	0	5	10

具体的な事業の例	主体
集落カルテの更新	町・地域
元気な地域づくり支援事業の実施	町・団体

3 まちづくり人材の育成

地域の人口が減り、年齢構成にも大きなばらつきがあるため、既存の仕組みではまちづくりに関わる人の絶対数が確保できず、今後は新たな仕組みや工夫が必要です。

そのため、町に暮らす人だけでなく、町に関係する外部人材を活用しながら、多方面からまちづくり人材の確保を目指します。まちづくり人材とは、どうしたら暮らし続けられるまちになるかを、ともに考え取り組む人を指します。

また、必要に応じて「地域おこし協力隊」制度を活用しますが、活動内容の公表や起業や定住希望に対するサポートは行政と地域、関係団体が連携します。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
まちづくり座談会への参加者 （人）	0	50	50

※条例が掲げる「住民主体のまちづくり」を実現するためには、様々な人がまちづくりに参加する機会があることと、そうした場を通じてともにまちづくりを考えることの二つが重要であることから、個別施策 1・3 は共通の KPI を設定しています。

具体的な事業の例	主体
まちづくり座談会の開催と参加	実行委員会・町・町民・議会
地域おこし協力隊採用にあたっての検討	町・関係団体

4 男女共同参画社会の推進

まちづくりは総合力です。性別や年齢の垣根を超え、一人ひとりが持てる力を発揮できる環境を整え、まちづくりの力を大きくします。そのため、男女共同参画推進計画等の策定に努め、性別に関係なく、互いに協力、尊重し合える町を目指します。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
町職員の女性管理職割合（%）	12.0	33.3	35.0

具体的な事業の例	主体
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	町

関係する計画等

- 東栄町まちづくり基本条例
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

基本施策


2 広報・広聴

重点
1(5)

重点
2(3)

戦略
④

戦略
⑤

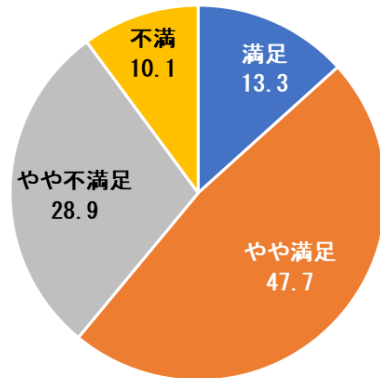


現状と課題

【現状】

- ・町では、町政への関心や理解を深めるため、各種計画策定における意識調査や懇談会、策定組織の委員公募、広報誌やホームページ、とうえいチャンネル、SNS を通じた広報活動に努めています。
- ・町民と行政とが協力してまちづくりに取り組むことができるよう、必要に応じて行政懇談会等を開催し、住民ニーズの把握に努めています。
- ・行政の説明責任を果たすため、町民への情報公開など、行政の透明性の確保に積極的に取り組んでいます。
- ・転入者や町外からの誘客促進を図るため、町の魅力やイベント情報などを発信しています。

■図表 町の情報入手に関する満足度(%)
令和元年住民意識調査結果



【課題】

- ・広報誌、ホームページ、とうえいチャンネル、SNS 等を活用し情報発信を行っていますが、住民意識調査による満足度は、61%に留まっています。

施策がめざす将来の姿

- 広報や広聴活動をとおして行政の透明性が確保されています。
- 町の情報が町民に適切に伝わっています。

目標値

施策の目標指標	現状値		目標値
	2014 (平成 26)年度	2019 (令和元)年度	2025 (令和 7)年度
まちづくりに関する話し合いへの人口に対する延べ参加者の割合 (%)	—	8.5	11.7

個別施策

1 行政情報の円滑な公開

町民の知る権利を保障し町政への参加を促進するため、個人情報の取り扱いに十分配慮し、行政情報の円滑な公開に努めます。

町民の町政への関心を高めるため、広報誌やホームページ、とうえいチャンネル等の内容の充実を図るとともに、SNS などを通じた多様な広報媒体による情報発信に努めます。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
多様な媒体による町の情報発信の実施	実施	実施	実施

具体的な事業の例	主体
広報とうえいの発行	町
ホームページやSNSを通じた広報活動	
とうえいチャンネルの運用	

2 広聴活動の実施

協働によるまちづくりを進めるためには、町民、議会、行政が意見交換等により対話を深め、今後のまちづくりに向けて合意形成を図ることが必要です。

行政や議会は、引き続き必要に応じて行政懇談会等の意見交換の場を開催し、町民の意見に耳を傾けます。意見交換の場への参加者は、まちづくり基本条例の話し合いのルールを守ります。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
意見交換の場の開催	開催	開催	開催

具体的な事業の例	主体
まちづくり基本条例の運用	町民・議会・町
まちづくり座談会の開催と参加	実行委員・町・町民・議会
行政懇談会の開催と参加	町・町民・議会

関係する計画等

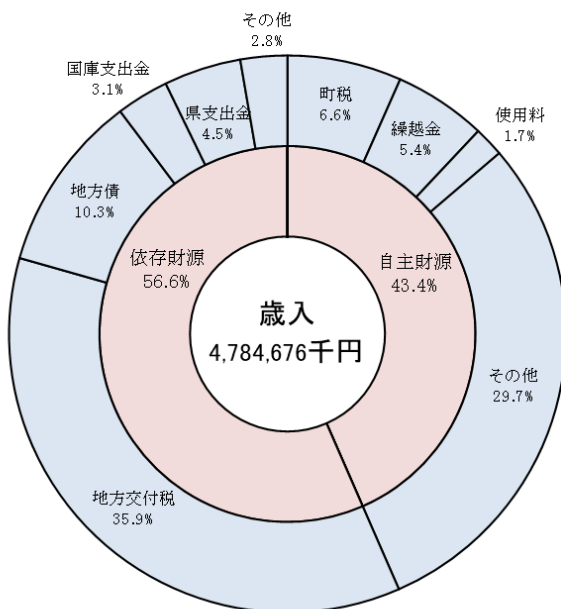
- 東栄町まちづくり基本条例

現状と課題

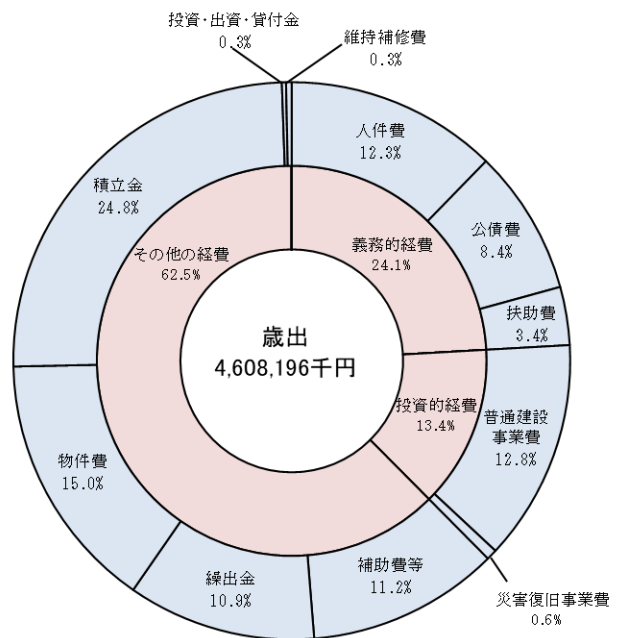
【現状】

- ・まちづくり基本条例が制定され、協働のまちづくりを町一丸となって進める中、これまで以上に効果的かつ効率的な行財政運営が求められています。
- ・行政評価制度を実施し、内部評価及び外部有識者による評価を毎年度行っています。
- ・中長期的な視点も含めて公共施設等の適正な維持管理や有効活用を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画に沿った施設の長寿命化や統廃合、廃止などに取り組んでいます。
- ・総合計画等に基づいた事務事業予算の取捨選択を行っています。
- ・多様化する住民ニーズ、行政課題に対し、社会状況の変化を的確に捉え、迅速かつ柔軟に対応するとともに、継続的に安定した行政サービスの提供に努めています。

■図表 令和元年度決算歳入内訳



■図表 令和元年度性質別経費状況



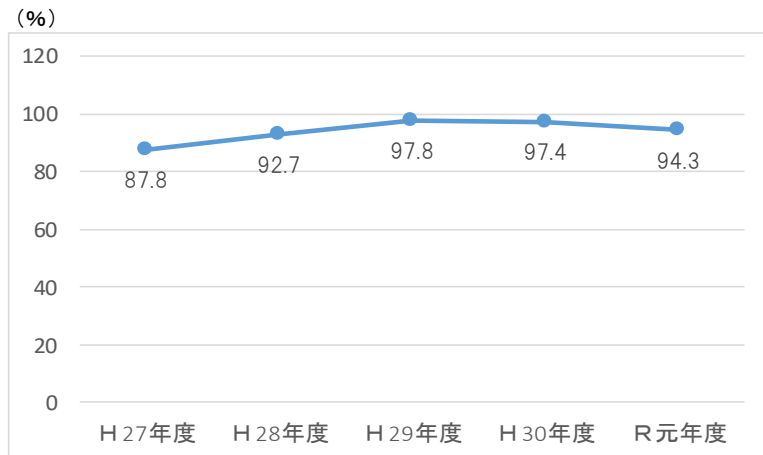
【資料：総務課】

【課題】

- 近年の町財政の状況としては、自主財源が50%に満たず、依存型の財源構成となっています。また、経常収支比率（行財政の弾力性を示す値で、支出に占める人件費、物件費、公債費など経常的な費用が占める割合）が90%以上となり、慢性的に財政の硬直化が続いています。
- 慢性的に職員が不足しています。また、給与、組織、機構の見直しを行い人事管理の適正化を図り、組織力、個々の能力及び意欲を向上させることが必要です。

■図表 経常収支比率

【総務課】



施策がめざす 将来の姿

- 政策目的に応じた組織再編などによって、効率的かつ効果的な行政運営がなされています。
- 効果的・効率的な事業の採択と的確な財政計画を立案し、財源を確保した予算執行を行っています。

目標値

施策の目標指標	現状値		目標値
	2014 (平成26)年度	2019 (令和元)年度	2025 (令和7)年度
経常収支比率 (%)	93.0	94.3	85.0

個別施策

1 持続可能な組織づくり

職員数が減る中、地方分権のさらなる進展や、行政ニーズの多様化や高度化に対応するために、効率的かつ効果的な行政運営が求められています。また、協働によるまちづくりによって暮らし続けられるまちを実現するためには、暮らしを支えるための土台となる行政が、持続可能な組織でなければなりません。

引き続き、人事評価制度の運用により、能力や実績に基づく人事管理の徹底や公務の効率化を図り、住民サービスの土台を作ります。あわせて、総合計画の実施計画等に基づく行政評価により、事務事業の進捗管理や行政の自己変革に取り組みます。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
行政評価の実施	実施	実施	実施

具体的な事業の例	主体
行政評価（内部評価及び外部評価）の実施	町
人事評価制度の運用	
女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	
行政改革大綱の策定	

2 公共施設の適正な管理・運用

公共施設等総合管理計画により、施設を利用する人の意向を踏まえたうえで統廃合や改築、長寿命化などを行い、公共施設等の適正な管理・運用を計画的に進めていきます。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
公共施設等総合管理計画の運用	—	検討	実施 見直し

具体的な事業の例	主体
公共施設等総合管理計画に沿った施設等管理の実施	町民・関係団体・町

3 健全な財政運営

総合計画等の各種計画に基づいて事業執行を行う計画的で健全な財政運営に取り組むとともに、財源確保のため、国・県の補助制度を有効に活用し、財政基盤の維持・充実に努めます。また、ふるさと納税制度を活用し、応援者と財源の確保に努めます。

重要業績指標（KPI）	現状値		目標値
	（平成 26 年度）	（令和元年度）	（令和 7 年度）
総合計画実施計画の推進	—	推進	推進

具体的な事業の例	主体
総合計画及び実施計画の推進	町
財政見通し（シミュレーション）に沿った事務事業の選択	
ふるさと寄付制度の活用	

関係する計画等

- 東栄町まちづくり基本条例
- 東栄町公共施設等総合管理計画、個別施設計画
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
- 東栄町過疎計画・辺地計画

現状と課題

【現状】

- ・ 道路交通網の整備や情報化の進展、住民ニーズの多様化等により、日常生活圏は拡大し、行政域を超えた生活圏域が形成されています。
- ・ 本町だけでは困難だった事業に係る市町村・機関と連携して取り組んでいます。
- ・ 平成27年に東三河8市町村で設立した東三河広域連合では、新たな広域連携事業や権限移譲に向けた取組にも積極的にチャレンジし、東三河の「地域力」と「自立力」を高めながら、新たな時代に対応できる持続可能な地域づくりを進めています。

■ 図表 広域連携の例

【資料：振興課】

連携している事業	連携機関
滞納整理、消費生活、介護保険、障害福祉、都市計画、一般旅券事務、広域行政推進	東三河広域連合
し尿・ごみの共同処理事務、情報通信設備運営 等	北設広域事務組合
三遠南信サミットの開催、連携ビジョンに定めた重点プロジェクトの推進 等	三遠南信地域連携ビジョン推進会議
公共交通、消防事務の委託、広域医療業務、高校の魅力化 等	その他関係機関

【課題】

- ・ 少子・高齢化や過疎化の進展、経済の国際化、東南海地震等防災対策、環境保全意識の高まり等を背景に、今後さらに行政課題の広域化が進むことや、地方分権推進法による地方自治体の役割がさらに増大することが予想されます。

施策がめざす 将来の姿

- 東三河広域連合等、関係市町村が共通する行政課題に、市町村の枠を超えて連携して取り組むことにより、暮らし続けられる町が実現されています。

目標値

施策の目標指標	現状値		目標値
	2014 (平成26)年度	2019 (令和元)年度	2025 (令和7)年度
広域行政に取り組むため各機関との連携	連携	連携	連携

個別施策

1 東三河広域連合における連携推進

東三河広域連合第2期広域計画に基づき、引き続き共同処理事務や広域連携事業等の推進を図ります。

2 多様な地域連携の推進

広域市町村圏や一部事務組合にかかわらず、愛知県、近隣市町村との文化・スポーツ施設の相互利用やネットワーク化、ソフト事業の共催、公共交通の相互乗り入れなど、行政運営の効率化や住民サービスの向上につながる広域的な施策を進めます。

資源的・地理的条件及び共通の目的などを考慮し、東三河地域はもとより、南信州地域、西遠地域との連携を強化するなど、従来からの圏域や地域を超えた新たな圏域の形成や多様な地域連携の推進を目指します。

また、国や県などとの連携により、交付金事業などの多様な手段や各種情報を得るとともに、専門的立場からの助言や支援等を活用し、急速に変化する時代に即した取組を検討していきます。

関係する計画等

- 東三河広域連合第2期広域計画(その他分野ごとの計画)